

選 択 約 款
(業務用パッケージ契約)

2023年11月1日

岡山ガス株式会社

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 延滞利息	3
9. 料金および延滞利息の支払方法	4
10. 単位料金の調整	4
11. 名義の変更	5
12. 契約の変更または解約	5
13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	5
14. 本支管工事費の精算	6
15. 緊急調整時の措置	6
16. その他	6

付 則

1. 実施の期日	7
2. この選択約款の揭示	7

別 表

1. 適用料金	8
2. 料金および消費税等相当額の算定方法	8
3. 高負荷率料金表（消費税等相当額を含みます）	10
4. 低負荷率料金表（消費税等相当額を含みます）	13

1. 目的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める最大需要期における1時間当たりの最大の使用量をいいます。(小数点以下切り捨て)
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、1月検針分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から4月検針分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「契約最大使用量倍率」とは、契約最大使用量に対する契約年間使用量の割合をいい、次の算式で算定いたします。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約最大使用量倍率} = \frac{\text{契約年間使用量}}{\text{契約最大使用量}}$$

- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (10) 「基本料金」とは、別表に定める区分基本料金と流量基本料金の合計をいいます。
- (11) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用をお申し込みいただくことができます。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約最大使用量倍率が400倍以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が511立方メートル以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じていただくことができる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用をお申し込みいただく場合、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただくものとし、当社はその使用計画にもとづき、機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約月別使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約月平均使用量
 - ⑤ 契約年間負荷率
 - ⑥ 契約最大使用量倍率
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 契約期間が満了し、この選択約款にもとづきガスの使用を継続いただく場合、原則として前の契約期間の実績をもとに契約使用量を変更するものとします。契約最大使用量は前の契約期間における実績最大使用量といたします。契約月別使用量は、前の契約期間の実績とします。ただし、年間のガスの使用計画の変更、ガス設備の増設や撤去等、前の契約期間の実績と大きく変わることが明らかな場合は、お客さまとの協議によって契約使用量を定めるものいたします。また、契約使用量が適用条件を満たさない場合は、原則として本契約は解除され一般ガス供給約款が適用されます。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各使用月の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行われた場合には、今回の検針日および解約を行われた日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量は、負荷計測器またはガスメーターにより算定いたします。（負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。）

ただし、負荷計測器の故障等の場合には、お客さまと当社の協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約された場合、またはガスの使用を一時停止された場合、その月の基本料金は(1)にもとづく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。
- (5) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）を、インターネット上での開示、その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント

(1円未満の端数切り捨て)

(備考) 消費税等相当額の算定方法は、別表2(5)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則としてお客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は(3)の規定にもとづきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 料金および延滞利息の支払方法

料金および延滞利息は、口座振替または払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

79,220円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)
およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とい

たします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9235 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0822\end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、12(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合において、新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結されない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

$$\begin{array}{lcl} \text{契 約 中 途 解 約} & & \text{残存月における契約月別使用量および契約最大使用量} \\ \text{精 算 額} & = & \text{より算出される基本料金相当額の合計額} \end{array}$$

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約されるとともにガスの使用を廃止される場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の流量基本料金を次の算式によって引きいたします。

$$\begin{array}{lcl} \text{流量基本料金} & = & \text{流量基本} \\ \text{割 引 額} & = & \text{料金単価} \times \text{契約最大} \times \frac{\text{調 整 時 間}}{\text{当該月の時間数}} \\ & & \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契 約 最 大 使 用 量}} \end{array}$$

16. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2023年11月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、本社・営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。
この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 適用料金

- (1) 当社は契約使用量により、高負荷率料金表、または低負荷率料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 契約最大使用量倍率が600倍以上であり、かつ、契約年間負荷率が75%以上の場合は、高負荷率料金表を適用します。
- (3) (2) の条件を満たさない場合は、低負荷率料金表を適用します。
- (4) 高負荷率料金表および低負荷率料金表は、各使用月の使用量に応じて適用する区分が変わります。

料金区分A 使用量が0立方メートルから817立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分B 使用量が817立方メートルを超え、1,635立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分C 使用量が1,635立方メートルを超え、2,044立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分D 使用量が2,044立方メートルを超え、4,088立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分E 使用量が4,088立方メートルを超え、6,133立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分F 使用量が6,133立方メートルを超え、8,177立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金区分G 使用量が8,177立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、区分基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (５) 料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
- (小数点以下の端数切り捨て)
- 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

3. 高負荷率料金表（消費税等相当額を含みます）

（1）料金区分A

① 区分基本料金

1 か月につき	3, 3 0 0 . 0 0 円
---------	------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1 . 3 0 円
-------------	------------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 9 . 0 2 円
-------------	---------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（2）料金区分B

① 区分基本料金

1 か月につき	2 5, 7 4 0 . 0 0 円
---------	--------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1 . 3 0 円
-------------	------------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1 . 5 9 円
-------------	---------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金区分C

① 区分基本料金

1 か月につき	29,260.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	119.43円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金区分D

① 定額基本料金

1 か月につき	38,060.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	115.13円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金区分E

① 区分基本料金

1 か月につき	4 2, 4 6 0. 0 0 円
---------	-------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1. 3 0 円
-------------	-----------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 4. 0 5 円
-------------	--------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金区分F

① 区分基本料金

1 か月につき	5 5, 6 6 0. 0 0 円
---------	-------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1. 3 0 円
-------------	-----------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 1. 9 0 円
-------------	--------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(7) 料金区分G

① 区分基本料金

1 か月につき	6 4, 4 6 0. 0 0 円
---------	-------------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1. 3 0 円
-------------	-----------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 0. 8 3 円
-------------	--------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 低負荷率料金表（消費税等相当額を含みます）

(1) 料金区分A

① 区分基本料金

1 か月につき	4, 4 0 0. 0 0 円
---------	-----------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1, 2 9 1. 3 0 円
-------------	-----------------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 5 2. 2 6 円
-------------	--------------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金区分B

① 区分基本料金

1 か月につき	17,160.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	136.65円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金区分C

① 区分基本料金

1 か月につき	20,680.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	134.50円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金区分D

① 区分基本料金

1 か月につき	29,480.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.19円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金区分E

① 区分基本料金

1 か月につき	33,880.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	129.12円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金区分F

① 区分基本料金

1 か月につき	47,080.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	126.97円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(7) 料金区分G

① 区分基本料金

1 か月につき	55,880.00円
---------	------------

② 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,291.30円
-------------	-----------

③ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	125.89円
-------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、10の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

